

建物解体工事	5件	1件	免税1
歯科	8件	8件	課税4、免税3、資産なし1
整形外科	10件	10件	課税9、免税1
スーパーストア	1件	1件	課税1(法人として)
酒店	13件	6件	課税1、免税1、資産なし4
計	39件	28件	課税15、免税7、資産なし5

なお、申告書が提出されていなかった11件について資産税課が実地調査を行ったところ、11件すべてが免税点未満であった。

【意見】

納税義務者の把握手段として個人市民税の課税資料等を活用するなど、より効果的な方法を検討する必要がある。

個人事業者について納税義務者の把握の充分性に疑問を抱くような具体的な事実は検出されなかったが、個人事業者の納税義務者の把握方法が明確に定められていない現状は改善余地がある。例えば、税務署に提出される個人事業の開業届の情報を入手し新規開業者を把握する方法、あるいは個人市民税申告書の事業収入、事業所得の情報を利用して償却資産の保有可能性がある個人事業者を抽出する方法などが考えられる。それによって納税義務者の候補を積極的に把握し、より適正な課税客体の把握に努めることが必要であろう。

なお、前述した他の中核市へのアンケート調査において、個人事業者の開業届の入手を実施していると回答した自治体は、36市のうち3市であった。

② (監査要点)

賦課事務手続は関係諸規則に従って適切に行なわれているか。

1) 土地及び家屋

(概 説)

土地に対する賦課事務の通常の流れとしては、法務局からの異動通知が起点となり、登記簿の確認、現地調査を経て調査対象物件個票が作成され、調査対象物件個票のデータがコンピューター入力されることによって土地課税台帳が作成される。

家屋に対する賦課事務の通常の流れとしては、建築指導課に提出された建築確認申請情報が起点となり、調査対象物件個票が作成され、登記簿の確認、現地調査を経て家屋評価点数計算書が作成され、それらのデータがコンピューター入力されることによって家屋個別調査票及び家屋課税台帳が作成される。

(監査手続)

土地については法務局からの異動通知の綴りから、家屋については資産税課で作成した調査対象物件個票の綴りから無作為で10件を抽出し、以下のその他の関係書類と突合した。

その他の関係書類

土地：登記簿、土地異動調査票、土地課税台帳、名寄帳など

家屋：調査対象物件個票、登記簿、家屋個別調査票、家屋評価点数計算書、名寄帳など

(監査結果)

抽出した10件においては、これらの関係書類に記載された内容に、誤謬、不備、不整合や疑問点は検出されなかった。検証した範囲において賦課事務は適切に行われているものと判断される。

2)償却資産

(概 説)

償却資産に対する固定資産税の課税は、納税者の申告書に基づいて課税価格が決定される。納税者には毎年その年中に新たに取得した償却資産と除却した償却資産の報告を求め、それ以外の償却資産はそのまま保有しているとして、所定の算式に基づいて評価額が決定される。

(監査手続)

償却資産申告書の綴りから無作為に10件抽出し、申告書の記載内容とコンピューターに入力された資料を付き合わせ、正しく処理されているかどうか確認した。

(監査結果)

抽出した10件のうち1件において、登録されている資産のうちの1つが申告書では数量5となっているものが数量1で入力されていた。ただし、評価額は総額で記載するため課税上の弊害は起こらない。この資産のうち例えば将来1個だけ除却するような場合につじつまが合わなくなるが、その場合はその時点で数量を訂正すれば課税上の問題は起こらない。それ以外はすべて正しく入力処理されていた。

3)納税通知書の発送

(概 説)

固定資産税の賦課決定が行われると、納税通知書がコンピューターによって作成され、すべての納税義務者に対して同時期に納税通知書が発送される。

(監査手続)

同時期に大量の納税通知書発送業務が行われるため、送付漏れ防止について十分な対応がとられているかどうかを質問し、関係資料を閲覧した。

(監査結果)

納税通知書の件数はコンピューターが打ち出した件数と実際発送した件数の照合が行われている。実際発送件数は郵便局の受入件数資料によって確認できる。この件数はコンピューター打出件数と一致していた。

③ (監査要点)

固定資産税の非課税の取扱事務は関係諸規則に従って適切に行なわれているか。

(概 説)

国、都道府県、市町村などのいわゆる人的非課税団体は地方税法第348条1項において固定資産税非課税と定められており、これらについては非課税認定事務そのものが不要となっている。これに対して、学校法人、宗教法人などのいわゆる物的非課税団体は、地方税法第348条2項でその団体の本来の事業の用に供する固定資産は非課税と定められている。したがって、各団体は所有する固定資産を本来の事業の用に供するものとそうでないものに分けて、その内容を申告し承認されることにより、固定資産税が非課税となる。

(監査手続)

地方税法第348条2項に定められた固定資産税の非課税団体から、以下の団体を抽出し、金沢市税賦課徴収条例第42条の2から42条の6に定められた非課税申告書及びその添付書類の内容を検証した。

種 類	件 数
独立行政法人	1
社会福祉法人	1
学校法人	1
宗教法人	2
日本赤十字社関係	1

(監査結果)

抽出した6団体の非課税申告書及びその添付資料に誤謬、不備、不整合や疑問点は検出されなかった。検証した範囲において、非課税の取扱事務は適切に行われているものと判断される。

④ (監査要点)

固定資産税の特例措置適用の取扱事務は関係諸規則に従って適切に行なわれているか。

(概 説)

固定資産税の特例措置はかなり多岐に渡って存在するため、その内の主なものを選択し、内容を簡単にまとめる。

1)新築住宅に対する減額措置（地方税法附則第16条）

新築された住宅が一定の要件を満たしたときは、新築後3年間（又は5年間）は固定資産税額が2分の1になる。

2)住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（地方税法第349条の3の2）

専ら人の居住の用に供されている家屋の敷地である土地については、課税標準額は評価額の6分の1（200㎡まで）又は3分の1（200㎡超）となる。

3)重要産業施設等に関する固定資産の課税標準の特例（地方税法第34条の3各号、地方税法附則第15条各号）

動力源の開発、輸送力の強化、産業設備の近代化、国際競争力の確保の見地から、重要産業施設等については課税標準額が減額される。

4)大規模な償却資産に対する固定資産の課税標準の特例（地方税法第349条の4）

市町村は、一の納税義務者が所有する償却資産で、その価額の合計額が法定された課税限度額を超えることとなるものに対しては、その課税限度額を課税標準として固定資産税を課するものとされており、それを超える部分については道府県が課す。

（監査手続）

1)新築住宅に対する減額措置、及び2)住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用については、前掲②の土地、家屋に対する賦課事務の通常の流れの検証において併せて検討した。

3)重要産業施設等に関する固定資産の課税標準の特例については全部で100種類近くにも及ぶ適用規定があるため、金沢市において適用があると思われるものを監査人が抽出した2件、及び資産税課で事例として選択したもの2件について、特例適用の届出書、決裁伺書、及びその添付書類を検証した。

4)大規模な償却資産に対する固定資産の課税標準の特例については、金沢市では7社が条件に該当するため、その計算資料を閲覧した。

（監査結果）

1)新築住宅に対する減額措置 —— 問題点は検出されなかった

2)住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用
—— 問題点は検出されなかった

3)重要産業施設等に関する固定資産の課税標準の特例

・信用金庫等の事務所及び倉庫（地方税法第349条の3第32項）

—— 特例適用は適切に行われていた

・石油以外のエネルギー資源の利用の促進に資する機械設備（地方税法附則第15条14項） —— 特例適用は適切に行われていた

・一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備事業により新設した高度テレビジョン放送施設（地方税法附則第15条27項）

—— 特例適用は適切に行われていた

4) 大規模な償却資産に対する固定資産の課税標準の特例

—— 地方税法第349条の4第2項が適用され、金沢市が全額を課税していた。その内容について記載した決裁伺書及びその添付計算資料を閲覧し、特に問題点は検出されなかった。

⑤ (監査要点)

固定資産税の減免の取扱事務は関係諸規則に従って適切に行なわれているか。

(概 説)

固定資産税の減免については地方税法第367条、金沢市賦課徴収条例第56条に定められている。減免は以下の4種類に区分される。

生活減免……生活保護法の規定による扶助を受けている者かまたはそれと同程度の実情の者

公益減免……公益に資するものとして認められたもの

災害減免……火災等で被害を受けたもの

その他減免…総務省通達の対象となるもの、または市長が特に必要があると認めるもの

(監査手続)

平成16年度の減免者リストを閲覧し、減免対象として不適切なものが含まれていないかどうか概観した。また、リストからサンプルを抽出し、決裁伺書、減免申請書、名寄帳(実際に減免されていることを確認するため)を閲覧した。

(監査結果)

減免者リストの中に減免者として不適格ではないかと思われるような者は含まれていなかった。抽出したサンプルの検討結果は以下の通りである。

種 類	平成16年度の減免者数(人)	抽出件数	検 討 結 果
生活減免	76	2	関係書類に誤謬、不備、不整合、疑問点は検出されなかった
公益減免	190	5	減免申請書確認不能1件、その他4件は関係書類に誤謬、不備、不整合、疑問点は検出されなかった
災害減免	4	1	関係書類に誤謬、不備、不整合、疑問点は検出されなかった

その他減免	70	2	同 上
計	340	10	

減免申請書の所在が確認できなかった1件は、社会福祉法人が所有する土地を地域の公園として使用しているため公益減免を受けているものである。この土地はかなり古くから公園として使用されている。資産税課員が現地に赴いたところ、現在も同様に公園として使用されているとのことである。

【意見】

減免における、「金沢市固定資産税および都市計画税減免取扱要綱」において、減免申請書の提出期限に関する条例の制約から申請者を救済できる措置を講ずる必要がある。

金沢市固定資産税および都市計画税減免取扱要綱第4条には、災害減免は災害を受けた日以降に納期限が到来する納期分の税額、その他減免は特別の事由が生じた日以降に納期限が到来する納期分の税額を減免の対象とすると記載されている。しかし実際にはこの規定がそのまま適用されず、次の納期限分の税額から減免を受けている事例が2例見られた。

これは、金沢市賦課徴収条例56条2項で納期限の5日前までに減免申請書を提出しなければならないと定められているためであり、減免の原則は納税者からの申請に基づいて納期が到来していないものを対象とするという考え方に立脚している。

ここで問題となるのは、条例に従った場合と要綱に従った場合で結論が異なってしまうことが想定されるということである。上位規則である条例の細部を定めたものが要綱であるはずだが、現在の要綱の規定では今後も上記2例のような事態が発生することは避けられない。

例えば被災者が減免を受ける場合には、やむをえない事由で減免申請書の提出が遅れることがあり得るので、要綱が果たすべき役割はその場合の救済措置の基準を明示することである。減免制度の趣旨を活かしつつ、条例と矛盾することのないように要綱の規定の見直しを図る必要があると考える。

⑥ (監査要点)

固定資産税の課税実務は最近の固定資産の所有状況の変化に対応しているか。

(概 説)

最近の特徴的な固定資産について適切に課税されているかを監査する事例として、都市部のビル内にあるカラオケボックスの内装設備、100円パーキングの駐車設備の2例を選択した。

(監査手続)

カラオケボックスについては監査人が指定した3件についての課税状況資料、100円パーキングについては資産税課が選定した3件の課税状況資料を閲覧した。

(監査結果)

カラオケボックスについては3件中1件が内装設備について再評価されておらず、残り2件については適切に再評価されていた。再評価されていなかった1件は、パチンコ店からカラオケボックスへの変更であったため同じ遊技場に該当し用途変更の届出が不要であったことと、建築基準法上の大規模修繕に該当しないため建築確認申請が不要であったことに起因している。

100円パーキングについてはすべて土地所有者以外のものが駐車場を運営しており、それは駐車場運営の専門会社であった。駐車場設備については償却資産として申告済みまたはリース契約であり、課税上問題となる事実は検出されなかった。

【意見】

賃貸ビル等の内装設備で、賃借人が納税義務者となるケースについての課税対象の把握方法を検討する必要がある。

カラオケボックスのうち1件が再評価されていなかったことは、賃貸ビルの内装設備に係る改装が、課税客体を把握する上で難しい問題であることを示す事例のひとつであろう。この点についてはかねてから課税の公平性の見地から議論があるところではあったが、平成16年度の地方税法の改正を踏まえ、新たな取り組みが必要と思われる。平成15年度以前は、賃貸ビルの内装設備に対する固定資産税は家屋に含めて大家に賦課されていた。店子は大家との契約があれば当事者の問題として固定資産税の相応負担分を大家に支払っていた。平成16年度以降は、賃貸ビルの内装設備については、店子が施工し店子の事業の用に供しているものについては、店子に固定資産税を賦課することができるようになった。

この場合の内装設備は償却資産として取り扱われる。

平成15年度以前の状況では、賃貸ビルの建設当初の店子については十分な調査が可能だが、店子が入替わり新しい入居者が内装設備を設置した場合はその情報を入手することが難しかった。今後はその他一般の償却資産と同じ扱いを受けることになるので、償却資産の課税対象の把握の重要性が増すことになる。①・2)で問題とした、個人事業者の償却資産の把握方法が不十分であるという点と併せて考えると、市から賃貸ビルの大家または不動産管理業者に情報提供の協力依頼をして店子の入れ替わり情報を入手し、新しい入居者に償却資産のお尋ねのハガキを送るなどの方策を

とることが望まれる。

⑦ (監査要点)

固定資産税の課税事務は効率的に行なわれているか。

(概 説)

固定資産税の課税に対する考え方は、前述のように土地及び家屋と償却資産で異なっている。土地及び家屋は実質的にほぼすべてに課税することを前提としており、償却資産は少額のものには課税しないことが前提となっている。これは償却資産を実質的にすべて課税するためには多大な行政コストがかかり、コストに見合うだけの税収があがらないと思われるためであろう。

そこで税収額と比較して最も効率性が要求される償却資産課税事務の効率性を検討することとした。

償却資産の課税事務の効率化のために、現在資産税課は申告書用紙の発送先の選定について基準を定めており、概要は次のとおりである。

1. 前年度の評価額及び資産件数が資産税課の定める基準額未満かつ基準件数以下の法人・個人については、翌年度は申告書を送付しない。
2. 申告書を送付しない法人・個人に対しては、注意喚起の意味で資産内容確認通知書を送付する。
3. 上記の条件1に合致する場合であっても、一定期間を経過した法人・個人に対しては申告書を送付する。

(具体的な基準数値については、不正申告を誘発する可能性があるため本報告書では記載しないこととした)

この申告書送付先選定基準は、ここ5年の間仔細な変更を繰り返し、徐々に条件を緩和して、課税事務負担と免税者への余計な負担の軽減を図っている。

(監査手続)

データが残っている平成15年、16年、17年について申告書発送件数、うち免税点未満の件数、申告書発送を省略したが資産内容確認通知書の回答などにより後日申告書を送付した件数を調べた。

(監査結果)

年 度	申告書発送件数	免税点未満件数	後日送付件数
平成 17 年	8,464	2,662 (31%)	1,030 (12%)
平成 16 年	8,261	2,248 (27%)	1,021 (12%)
平成 15 年	7,962	1,967 (25%)	1,046 (13%)

後日送付件数(申告書を送るべきであった件数)はほぼ横ばい、免税点未満件数(申告書を送らなくてもよかった件数)は増加している。このことは常に毎年償却資産に変化があることを示しており、償却資産課税事務効率化の試みと効果が一致しない難しい現状と言えよう。

償却資産申告書発送の基準緩和措置は、課税事務効率化の反面として適正な課税客体の把握を阻害する危険性を秘めている。これを防ぐためには過去のデータ、他の地方自治体での同様の試みのデータなどを入手勘案して理論的統計的なアプローチを行うことが望まれる。

⑧ (監査要点)

縦覧閲覧制度、不服申立制度は適切に運用されているか。

(概 説)

縦覧制度は、納税者が他の土地・家屋の評価額について縦覧し、他との比較を通して自己の資産に係る評価が適正であるかどうかを判断し、不服がある場合に審査申出を行うことを可能にするための制度である。(地方税法第416条)

閲覧制度は、納税者が所有する固定資産に係る内容について確認ができる制度であり、所有者情報や課税標準額を含む事項が閲覧できる。対象者は納税者、借地人、借家人、管理人等である。(地方税法第328条の2)

不服申立制度は、納税者が固定資産税の課税について不服がある場合に利用する制度である。価格に関する不服については、市が設置した固定資産評価審査会に審査申出を行う(地方税法第423条1項、金沢市賦課徴収条例第61条～65条)。価格以外に関する不服については市長に対し不服申立を行う(行政不服審査法第18条)。

(監査手続)

縦覧制度については、土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を閲覧した。不服申立制度については、過去の申立案件の関係書類を閲覧した。

(監査結果)

土地価格等縦覧帳簿には地番、地目、地積、評価額が記載されており、家屋価格等縦覧帳簿には地番、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額が記載されていた。地方税法第415条の要件は充たされている。

不服申立について、申立手続に関する書類で特に問題となる事項は検出されなかった。申立手続きは適切に行われているものと思われる。

⑨ (監査要点)

都市計画税の課税事務は適切に行われているか。

(概 説)

都市計画税とは、賦課期日(毎年1月1日)に、土地・建物を所有している者が、その固定資産の価値に応じて負担する税金である。下水道整

備・道路・公園など総合的なまちづくりを行う都市計画事業や、土地区画整理事業に要する費用の一部を負担する目的税で、市街化区域内の土地・建物が対象となる。

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (0.3\%)$$

(監査手続)

固定資産税と都市計画税の課税事務は実質的に共有しており、両税で異なるのは税額の計算法のみである。よって、都市計画税の特徴にのみ着目し、(1)市街化調整区域は対象外となる、(2)住宅用地に対する課税標準の特例における課税標準額の減額割合が異なる、(3)新築住宅に対する減額措置がない、という3点に関する課税誤りの防止策について質問した。

(監査結果)

(1)については、都市計画課からの都市計画区域変更の通知に基づき変更地番を把握しインプットすることにより、市街化調整区域の都市計画税非課税はコンピューターにより自動的に判定される。(2)および(3)については、住宅用地としての項目番号、新築住宅としての項目番号をインプットすることにより、固定資産税、都市計画税の計算に反映される。このように都市計画税の税額計算上の留意点についてはすべてコンピューター処理となっており、人手作業による課税誤りは起こらない。また、インプット作業についても複数人による再チェックが行われる。都市計画税の税額計算事務は適切に行われていると判断される。

【3】 滞納整理

(1) 滞納整理事務の概要

1. 滞納額の現状と推移

①滞納金額の推移

(現年度分)

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
市民税(個人)	328,723	328,984	324,156	364,039	324,959
市民税(法人)	26,950	34,277	42,558	29,550	32,187
市民税(計)	355,673	363,261	366,714	393,589	357,146
固定資産税(純)	867,325	828,033	781,393	757,112	671,874
軽自動車税	9,686	10,696	12,318	14,953	15,488
市たばこ税	0	0	0	0	0
特別土地保有税	7,554	0	142	0	0
入湯税	4,319	2,989	6,078	4,352	3,505
事業所税	41,934	42,630	26,881	20,727	18,084
都市計画税	186,022	177,727	167,341	162,141	143,516
市税合計	1,472,513	1,425,336	1,360,867	1,352,874	1,209,613

(過年度分)

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
市民税(個人)	769,974	818,856	850,177	879,187	920,959
市民税(法人)	44,419	46,708	54,093	61,144	58,563
市民税(計)	814,393	865,564	904,270	940,331	979,522
固定資産税(純)	1,732,480	1,964,064	2,173,145	2,245,919	2,081,425
軽自動車税	16,846	19,005	21,382	25,365	30,125
市たばこ税	0	0	0	0	0
特別土地保有税	111,580	116,566	108,540	106,209	106,204
入湯税	6,069	8,998	9,392	5,990	5,163
事業所税	41,859	56,298	64,353	49,161	45,753
都市計画税	374,811	423,860	468,363	483,269	447,354
市税合計	3,098,038	3,454,355	3,749,445	3,856,244	3,695,546

(合計)

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
市民税(個人)	1,098,697	1,147,840	1,174,333	1,243,226	1,245,918
市民税(法人)	71,369	80,985	96,651	90,694	90,750
市民税(計)	1,170,066	1,228,825	1,270,984	1,333,920	1,336,668
固定資産税(純)	2,599,805	2,792,097	2,954,538	3,003,031	2,753,299
軽自動車税	26,532	29,701	33,700	40,318	45,613
市たばこ税	0	0	0	0	0
特別土地保有税	119,134	116,566	108,682	106,209	106,204
入湯税	10,388	11,987	15,470	10,342	8,668
事業所税	83,793	98,928	91,234	69,888	63,837
都市計画税	560,833	601,587	635,704	645,410	590,870
市税合計	4,570,551	4,879,691	5,110,312	5,209,118	4,905,159

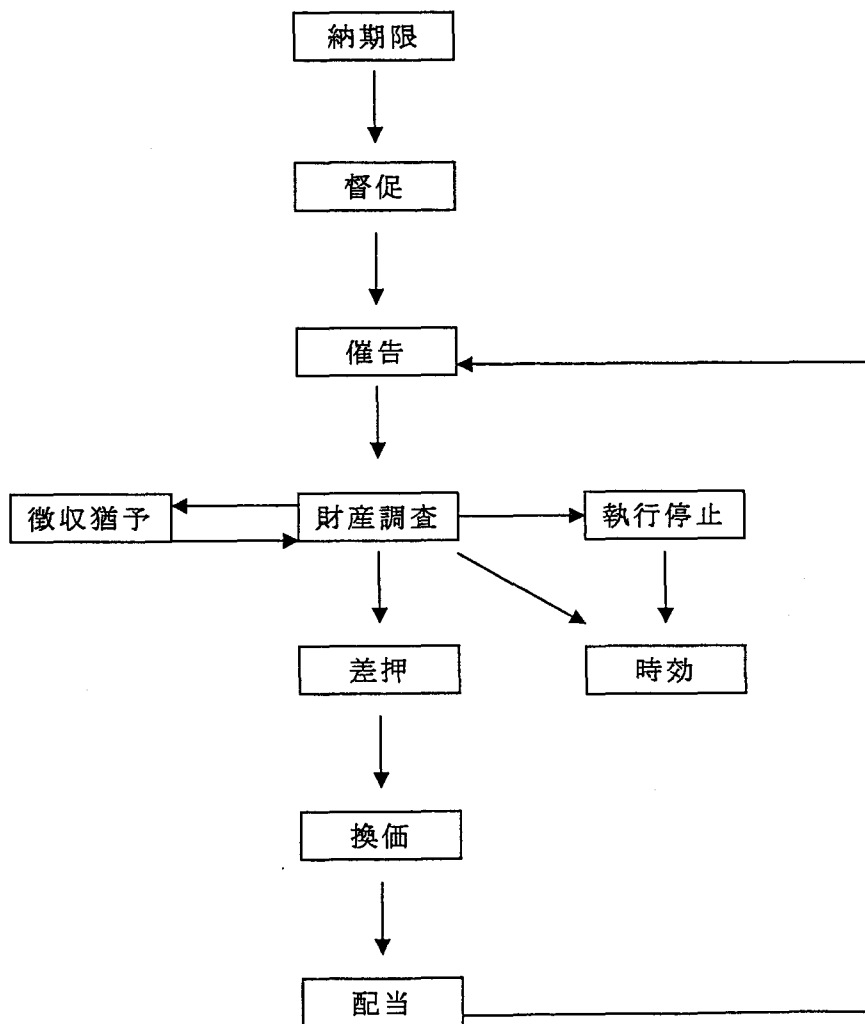
②滞納者数の推移

(人)

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
滞納者数	14,355	15,133	16,764	18,502	20,156

以上のように、市税の滞納は金額・件数とも年々増加している。平成16年度において金額が減少したのは、現年度分の収入率が向上したことや大口滞納案件の一部を不納欠損処分したこと等によるものである。

2. 滞納整理事務の流れ



3. 定義

「滞 納」：一般的には租税が納期限までに納付されないことをいう。

「滞納整理」：滞納となった租税を徴収するための事務手続をいう。

「滞納処分」：納税者が納期限までに租税を完納しない場合に、督促を行ってもなお完納しない場合にとられる強制徴収手続をいう。

「督 促」：納税者が租税を納期限までに完納しない場合に、その納税者に対して行われる納付の請求をいう。また、納付の請求を求める書面を督促状という。督促は1回限り行うものであり、時効を中断する効果を有し、差押の前提要件としての効果がある。

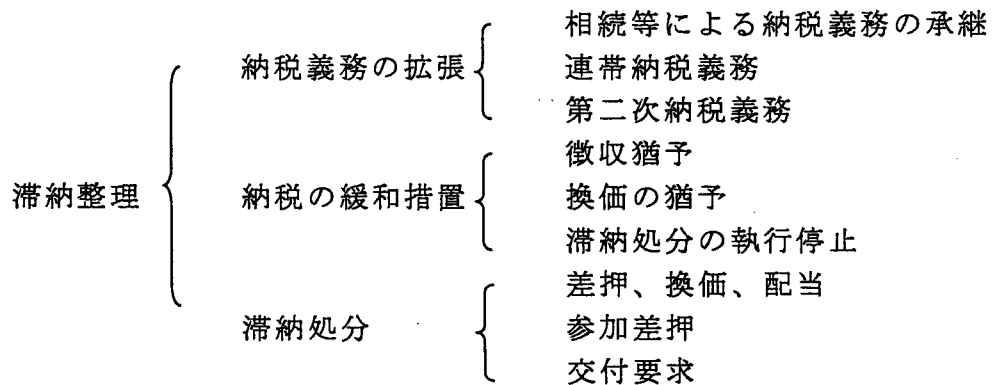
「催 告」：実務的には督促してもなお完納されない場合に、更に納付を促すための請求をいう。

「徴収猶予」：一定の要件を充たす場合で、徴収金を一時に納付することができないと認められるときに、納税者の申請に基づいて、原則1年以内の期間に限り、その徴収を猶予するものである。

「執行停止」：滞納者に滞納処分をすることができる財産がない等の一定の要件を満たす場合に、職権で滞納処分の執行を停止することをいう。

「時 効」：一定期間権利行使をしないことにより地方税の徴収権が消滅することをいう。原則として法定納期限の翌日から起算して5年間権利行使をしないことにより、時効が成立する。

4. 滞納整理の方向性



滞納となった租税について、徴収の可能性を追求し、納税者が即時納付することが困難であると認められる場合には納税の緩和措置を採り、それでも納付されない場合には強制徴収手続に移行することになる。

滞納整理の目的は、徴収面から市税の負担の公平を確保することにある。

(2) 監査要点、監査手続及び監査結果

① (監査要点)

督促状の発送管理が適切に行われているか。

(概 説)

督促状の発送管理については、税務課の管理担当において、税システムから発送対象の抽出を行い、これに基づいて督促状の印刷及び発送を行っている。なお、印刷したもののうち、発送したものの管理番号と件数を「督促状発行回議簿」に、発送しなかったものの管理番号と件数を「督促状発送停止者リスト」に記載している。

(監査手続)

「督促状発行回議簿」及び「督促状発行停止者リスト」を閲覧し、督促状発送に関する管理状況を検討した。

(監査結果)

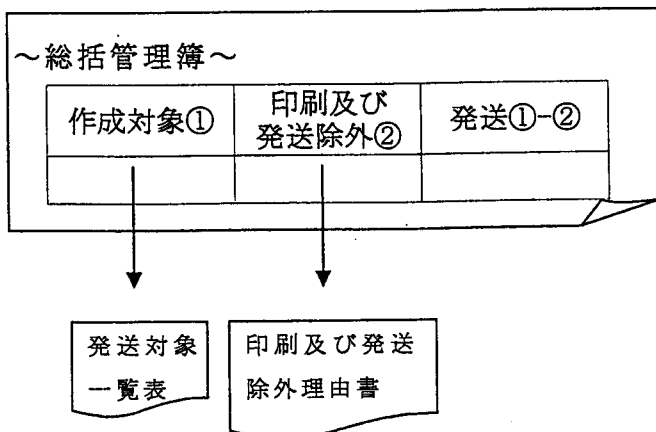
この発送の過程で、発送対象の抽出結果(一覧)について、データとしての保存又は帳票としての出力が行われていない。

また、督促状の印刷作業において、システム上、発送対象として抽出されたものの中から、何らかの理由(例えば、賦課の誤りが判明しているため翌月に更正減が予定されているなど)により印刷を取りやめたものがある。しかし、これらの印刷中止対象の内容についても、データとしての保存又は帳票としての出力が行われていない。

【意見】

督促状の発送対象及び発送除外となったもののリストをデータ又は帳票として保存する必要がある。

督促状の印刷及び発送がもれなく行われたことの検証が後日容易に行えるようにするため、税システムのデータから督促状の発送対象として抽出されたものをデータとして保存又は帳票として出力するとともに、この中から人為的に印刷及び発送を取りやめたものの理由を明らかにする資料を保管し、以下のような様式の総括的な管理簿を整備する必要がある。



② (監査要点)

徴収に係わる領収書及び受託証券受領書の管理が適切に行われているか。

(概 説)

税務課の徴収担当は、滞納金の現金徴収及び手形や小切手(受託証券)での徴収に備えて、担当者毎に「領収書」及び「受託証券受領書」を所持している。この「領収書」及び「受託証券受領書」については、税務課の管理担当が未使用冊子の現物管理を行うとともに、受払管理簿を作成して、冊子毎の使用済、使用中、未使用の状況把握を行っている。

(監査手続)

平成12年度以降の受払管理簿と、「領収書」及び「受託証券受領書」の現物との突合を行った。

(監査結果)

下記のとおり、使用済の記入漏れ及び保存すべき使用済現物の所在確認がとれないものがあることが判明した。特に「領収書」及び「受託証券受領書」の現物管理の不備は、不正等を誘引する可能性があることから、受払管理簿に基づく適切な管理が必要である。

具体的には、少なくとも年一回は上席者による点検と点検結果の記録保存、担当者以外の者による実査と実査結果の記録保存を義務付けることを明示したマニュアルの整備及び運用などが考えられる。

(領収書)

(冊数)

年度	12	13	14	15	16	17
発行①	126	129	123	122	122	49
使用済②	122	126	118	113	91	13
使用中③	4	3	5	9	29	34
①-②-③	0	0	0	0	2	2
使用済の記入漏れ	0	0	0	0	2	2
現物不明	0	0	0	0	0	0

(受託証券受領書)

年度	12	13	14	15	16	17
発行①	46	33	13	15	8	8
使用済②	41	29	8	4	2	0
使用中③	4	2	5	11	6	8
①-②-③	1	2	0	0	0	0
使用済の記入漏れ	1	0	0	0	0	0
現物不明	0	2	0	0	0	0

なお、平成17年度は平成17年7月14日までの発行及び回収

【指摘】

「領収書」及び「受託証券受領書」の現物管理について、受払管理簿に基づく適切な管理をすべきである。

③ (監査要点)

受託証券(受取手形等)の管理が適切に行われているか。

(概 説)

徴収担当が受取手形等を受領してくると、管理担当は管理簿へ記載を行うとともに、課長決裁により手形取立依頼書を作成し、同日中に指定金融機関に対して取立依頼を行っている。

(監査手続)

受託証券の残高管理の方法について担当者にヒアリングを行い、その管理方法が適切であるかどうかを確認した。

(監査結果)

受取手形はその性質上流通性が高いためより厳格な管理が求められる。しかし、現状、一定期日において管理簿と金融機関の残高報告書との照合が行われておらず、万一、長い期日の手形が何らかの原因で紛失した場合、その期日まで全く判明しないこととなる。

そのため、少なくとも半年に一度程度は金融機関から残高報告書(証明書)を入手して管理簿との突合を行い、残高ベースでの管理を行う必要がある。

また、滞納者からの申し出により、受託証券の期日が未到来の場合には、状況に応じて一旦収受した受託証券を滞納者に返戻する場合がある。

この受託証券の返戻は決裁事項であるものの、返戻した場合に納税者から徴収する領収書が単票であり、基本的にその領収書は徴収担当が納税者別管理簿にファイリングしていることから、現状、受託証券の返戻については十分な内部牽制が働いているとはいえない状況にある。

よって、より十分な管理体制を構築するため、領収書についても管理担当で一元管理を行うことが必要である。

【意見】

受託証券の管理について、定期的に金融機関との残高照合を行うこと、受託証券返戻時の領収書を管理担当において管理することを励行する必要がある。

④ (監査要点)

滞納額の残高管理は適切に行われているか。

(概 説)

平成16年度末時点において、滞納者の滞納金額を金額別に分類すると以下のとおりとなる。

区分	件数		金額(千円)	
100万円未満	19,521	96.8%	2,258,471	41.8%
100万円～300万円未満	451	2.2%	734,591	13.6%
300万円～1000万円未満	130	0.6%	655,902	12.1%
1000万円～	54	0.3%	1,754,456	32.5%
計	20,156	100%	5,403,422	100%

(注1) 税務課から提出された資料により作成

(注2) 税務課では上記様式において過年度と現年度の区分ができないため、全ての年度の合計で記載している

(注3) 上記には個人県民税の滞納額を含んでいる

件数ベースで見ると1件当たり1000万円以上のものは0.3%に過ぎないにもかかわらず、金額ベースでは30%以上を占めており、高額案件の徴収又は整理が滞納金額の大幅な縮小につながることになる。

なお、金沢市では、平成17年度より、高額案件(①100万円以上の滞納で差押又は交付要求があるもの、②300万円以上の滞納のもの)を専門的に取り扱う部署である「滞納整理室」を設けて徴収の強化に努めている。

(監査手続)

滞納整理室の取扱案件のうち名寄せした滞納者で、平成16年度末時点における滞納残高の上位20名について必要な処理が行われているかどうかを検証した。

(監査結果)

その結果、以下の事例が発見された。

(ケース A…法人)

平成16年度末滞納額 248,137千円

金沢市に所有不動産無く、差押等は全て解除(失効含む)していることから考えて、税務課においても法人財産の換価価値がほとんどないと判断していると考えられる。

(ケース B…個人)

平成16年度末滞納額 23,842千円

所有不動産無く、平成10年に破産しており現在行方不明。同じく滞納上位者であるD社の代表者であるが、本人は行方不明の状

況にある。しかし、本人の滞納と法人の滞納とをセットに扱う必要性はないと考えられる。

(ケース C…法人)

平成 16 年度末滞納額 23,177 千円

平成 13 年に事業廃止しており、不動産につき差押実施中であるが抵当権に劣後しており、税務課としては積極的に対応しようがない状況にある。

【指摘】

滞納案件については、随時その回収可能性を判断し、回収不能と判断した時点で適時に執行停止とすべきである。

上記 3 ケースに共通することであるが、例え全ての財産の換価が終了していなかったり、破産等の法的手続が未了であったりしても、随時回収可能性を判断し回収不能と判断した時点で適時に執行停止を実施すべきである。

なお、滞納管理資料を閲覧したところ、基本的に各担当者の裁量で資料が作成・保管されている。例えば、所有不動産の担保価値表（他の債権者残高考慮後）等は税務課の統一様式で作成すべきものと考えられる。

⑤（監査要点）

不納欠損処分は適切に行われているか。

（概 説）

平成 16 年度における不納欠損を、根拠法令別金額別に分類すると以下のとおりとなる。

区分	執行停止：即時消滅 (地方税法第15条の7⑤)		執行停止：3年消滅 (地方税法第15条の7④)		5年時効 (地方税法第18条)	
	期別件数	金額 (千円)	期別件数	金額 (千円)	期別件数	金額 (千円)
30万円未満	2,038	74,194	1,662	44,306	8,400	143,050
30万円～100万円未満	151	86,218	59	24,216	22	12,188
100万円～300万円未満	42	62,651	17	23,382	2	3,772
300万円～	31	314,486	—	—	—	—
計	2,262	537,550	1,738	91,905	8,424	159,010

(注 1) 税務課から提出された資料により作成

(注 2) 税務課では上記様式において個人県民税と個人市民税の区分ができないため、個人県民税の滞納額を含んでいる

(注 3) 時効には執行停止中時効を含む